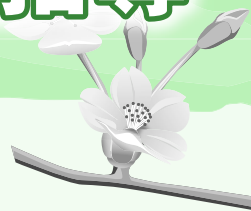


特定健康診査・特定保健指導

問い合わせ／保険年金課

内線2624～6 ☎048-463-0283（直通）



昨年から、40～74歳以下の方を対象に特定健康診査・特定保健指導が始まりました。これは、各医療保険者(国民健康保険・健康保険組合・共済組合等)が、対象年齢に該当する本人および家族に対して毎年実施するものです。

◆対象者については、下記を参照してください。

◆実施期間・実施医療機関など詳しい内容については、各医療保険者にお問い合わせください。

あなたの健診タイプは？

今年の4月1日から来年の3月31日
までの間に、

30～39歳になる方は、【Cタイプ】を参照。

75歳以上になる方は、【Dタイプ】を参照。

40～74歳になる方は、右表にお進みください。



4月1日現在

a) 朝霞市国民健康保険に加入している方
→ **I**

b) 社会保険などに加入している方と、被扶養者の方→ **II**

c) 65～74歳で、長寿医療制度に加入されている方→ **【Dタイプ】**を参照

～転入・転出の方へ～

○朝霞市から転出して、転出先の国民健康保険に加入した方、またはその予定の方→ **【Gタイプ】**を参照

○朝霞市に転入して、国民健康保険に加入した方、またはその予定の方→ **【Bタイプ】**を参照

I

今年の4月1日から
来年の3月31日までの間、

a) 朝霞市国民健康保険の資格を有する方→ **【Aタイプ】**を参照

b) 新たに社会保険などの資格を取得、または被扶養者になった方→ **【Fタイプ】**を参照

II

今年の4月1日から
来年の3月31日までの間、

a) 社会保険などの資格を有する方
⇒ **【Eタイプ】**を参照

b) 社会保険などの資格を喪失、または被扶養者でなくなった方で、朝霞市国民健康保険に加入した方→ **【Bタイプ】**を参照

特定健康診査タイプ別一覧

【Aタイプ】 朝霞市国民健康保険が実施する特定健康診査の対象の方です。

【Bタイプ】 保険年金課国民健康保険係にお問い合わせください。

【Cタイプ】 朝霞市に住民（外国人）登録のある30～39歳の方は、成人健康診査を受けることができます。詳しくは、健康づくり課 ☎048-465-8611（直通）

【Dタイプ】 長寿医療が実施する健康診査の対象の方です。詳しくは、長寿はつらつ課 内線2632～4 ☎048-463-1921（直通）

【Eタイプ】 加入している社会保険などが実施する特定健康診査の対象の方です。詳しくは、各社会保険にお問い合わせください。

【Fタイプ】 加入している社会保険などにお問い合わせください。

【Gタイプ】 転出先の区市町村にお問い合わせください。

特定健康診査・特定保健指導の流れ

① 受診券の送付

特定健康診査受診券は、加入している健康保険組合などが発行します。朝霞市国民健康保険に加入している特定健康診査対象者の方（以下「朝霞市国保の対象の方」）には、6月中旬に『特定健康診査受診券』（以下「受診券」）をお送りします。

② 特定健康診査の申し込み

朝霞市国保の対象の方は、4市（朝霞・志木・和光・新座）の実施医療機関で個別健診を実施します。実施医療機関については、広報でお知らせするほか、受診券とあわせて案内をお送りします。

③ 特定健康診査の受診

朝霞市国保の対象の方は、健診当日、市が送付する受診券と健康保険証を持参して健診を受診します。

④ 特定健康診査の結果

受診した医療機関で、メタボリックシンドロームに関する情報提供とともに健診結果の説明を受けます。

※朝霞市特定健康診査の実施期間・実施医療機関等、詳しい内容は、広報あさか6月1日号に掲載する予定です。



《特定保健指導》

健診の結果、自らの健康状態を自覚し、生活習慣の改善に取り組む必要があると判定された方が特定保健指導の対象となります。対象者の方には、『特定保健指導利用券』を個別にお送りします。

特定保健指導は、保健センターの保健師などが支援をします。



特定健康診査の健診項目

○基本的な健診項目

問診、身体測定、血圧測定、脂質検査、血糖・尿糖・肝機能検査

○詳細な健診項目

前年の健診結果などから医師が必要と判断した場合に実施。
貧血検査・心電図検査・眼底検査

※追加項目については、各医療保険者により異なる場合があります。

がん検診などについて

朝霞市に住民登録のある方を対象に、胃がん・肺がんなどのがん検診や骨粗しょう症検診などの成人健診を実施します。

特定健康診査と各種がん検診を受けて、日ごろの生活習慣を振り返り、健康管理に役立てましょう。

がん検診については、朝霞市健康カレンダーをご覧ください。

お問い合わせ／健康づくり課 ☎048-465-8611

人間ドックについて

朝霞市国民健康保険に加入している35歳以上の方を対象に実施しています。

40歳以上の方は、特定健康診査の健診項目をすべて含んでいますので、特定健康診査を受けたこととなります。なお、人間ドックと特定健康診査は、重複して受けることはできません。

人間ドックの詳しい内容は、広報等に掲載を予定しています。

お問い合わせ／保険年金課 内線2624-6 ☎048-463-0283(直通)